

法科大学院対応状況報告書

広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻

評価実施年度：令和5年度

対象となる基準	基準2-5
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○ 教員の採用及び昇任に関して、法学分野における教育研究業績の評価の特性を考慮して法科大学院における教育能力を教育研究業績に基づき実質的に評価するものとなっているか明らかではなく、また、法科大学院の授業担当能力について法科大学院の責任において実質的に判断する仕組みとなっていない。</p>
対応状況	<p>本法科大学院の採用・昇任に当たっては、主に法科大学院の教員で構成される人事選考委員会が、担うべき授業科目において司法試験への学修指導を強化することができうる人材を候補者として選考することとしており、法科大学院において実質的に判断する仕組みとなっている。その基準については、授業科目や当該分野における研究成果あるいは教員組織の年齢構成の適正化等、当該案件に応じて選定している。</p> <p>基本方針としては次の観点等を踏まえる。</p> <p>①博士若しくは法務博士の学位を有すること</p> <p>②法科大学院修了後又は予備試験合格後に司法試験に合格したこと</p> <p>③担うべき授業科目において、司法試験合格後に法曹として携わる当該分野への対応力を高める教育を充実・発展させることのできる研究を継続して行っていること</p> <p>④本法科大学院教員の年齢構成を偏りなくすること</p> <p>⑤法曹養成に優れた教育力を有する研究者の養成に資すること</p>
根拠資料・データ	<p>2-5-1-21_候補者選考報告書（事例）（非公表）</p> <p>2-5-1-22_人事選考委員会委員構成（非公表）</p>

対象となる基準	基準3-3
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○ 授業科目において、授業内容及び到達目標からみて一つの法領域を体系的に二つに区分して学習させるものとなっているにもかかわらず、両授業科目を基礎科目と応用科目という段階的区別をしているものがあることから、専門職大学院設置基準を踏まえた適切な科目区分となっているとはいえない状況にある。</p>

対応状況	令和7年度から、1年次の必修科目である法律基本科目群の基礎科目として新たに「刑事訴訟法」を開講することで、新たに1年次の基礎科目として独立した科目を設置し、2年次の応用科目「刑事訴訟法演習1」及び「刑事訴訟法演習2」と明確に区分した。
根拠資料・データ	3-3-2-06_ (令和7年4月入学者用) 広島大学大学院人間社会科学研究所細則別表第4_実務法学専攻 3-3-2-07_令和6年度第19回人間社会科学研究所代議員会議事要録・関係資料抜粋 (非公表) 3-3-1-09_シラバス (刑事訴訟法・刑事訴訟法演習1・刑事訴訟法演習2)

対象となる基準	基準3-5
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	○一部授業科目において感想文や「取り組んだこと」を成績評価の要素として組み込むなど、成績評価基準が客観的かつ厳正に評価されるものとなっていない授業科目がある。
対応状況	令和6年度からは、指摘のあった科目の成績評価基準を、客観的かつ厳正に評価するものに変更した。具体的には、成績評価は提出された授業に関するレポートと授業内質疑応答によることとし、配点を明示した。またレポートでは、講義の要旨を整理した上で、受講者がどのような新しい知見を獲得できたか (視野を拓けることができたか)、自らの進路や関連する法分野でどのように応用できるかを中心に記述すること等を指示し、学生の理解度を客観的に評価できるようにした。
根拠資料・データ	3-5-1-07_指摘を受けた4科目に係るシラバスの「成績評価の基準等」欄の記載について 3-5-1-08_シラバス (臨床法務, エクスターンシップ, リーガル・クリニック, (民事)模擬裁判)

対象となる基準	基準3-5、4-2
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	○法学既修者としての認定における単位の免除に関して、法学既修者の一般選抜試験により1年次配当科目を一括認定するだけでなく、合格者を対象に履修免除試験による個別認定を行うとしていることについて、法令等に則しているものとは認められない。
対応状況	令和6年度入学者の入学試験までは、法学既修者一般選抜の法律試験科目に商法及び民事訴訟法を含まず、試験の合格者を対象に同一科目について履修免除試験を実施した。 令和7年4月入学者の入学試験から法学既修者一般選抜の法

	<p>律試験科目に商法（会社法に限る）及び民事訴訟法を加え、法学既修者一般選抜により1年次配当の必修科目全てを一括認定し、一般選抜の合格者を対象にした履修免除試験による個別認定を行わないこととした。</p>
根拠資料・データ	<p>4-2-1-21_広島大学法科大学院学生募集要項(令和7年4月入学) P14、P15</p> <p>(2)試験内容 ・法律科目試験について</p> <p>3-5-6-02_令和5年度第18回人間社会科学研究科実務法学専攻教員会 議事要録・関係資料抜粋（非公表）</p>

対象となる基準	基準4-2
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○ 入学試験において、法学未修者及び法学既修者に共通する加算点の要素として、一定の法律知識を前提とした資格をあげていることから、学生の受入が公正かつ適切に実施されていない。</p>
対応状況	<p>令和7年4月入学者の入学試験から、法学未修者の選抜方法に係る加算点の要素から、司法書士、宅地建物取引士、行政書士など一定の法律知識を前提とした資格を対象外とし、法学未修者選抜において、受験者間で法学の知識の有無が有利不利に影響しないように改めた。</p>
根拠資料・データ	<p>4-2-1-21_広島大学法科大学院学生募集要項(令和7年4月入学) P17</p> <p>・加算点について</p> <p>B 専門能力(注3)</p> <p>4-2-1-22_令和5年度第23回人間社会科学研究科実務法学専攻教員会 議事要録・関係資料抜粋（非公表）</p>

対象となる基準	基準2-1
<input type="checkbox"/> 改善を要する点 <input checked="" type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○ 教育課程その他に関する法科大学院としての自己点検・評価において、評価の結果、改善を要すると判断された場合に実務法学専攻内において改善計画実施等を担うとされる組織について具体的に規定されていない。</p> <p>また、全学における施設設備及び学生支援に関する自己点検・評価について、実務法学専攻において課題が見いだされた場合に、どのように全学の自己点検・評価に結びつくのかが明らかとなっていない。</p>

対応状況	<p>実務法学専攻における自己点検・評価の項目及び評価の実施手順を改訂し、改善計画実施等を担うとされる組織を実務法学専攻内の各委員会と、各委員会の所掌に属さない事項は専攻長室会議であることを明記した。</p> <p>また、実務法学専攻が所属する人間社会科学研究科を一つの単位として、毎年、全学の自己点検・評価である年次報告書を作成しているが、この中で各専攻またはプログラムの施設設備及び学生支援の状況も記載している。</p> <p>2-2-1-08_「自己点検とその改善に関する年次報告書」作成の手引き P14にあるように、領域4において施設及び設備並びに学生支援に関する基準が設けられており、この基準に基づく自己点検の際に課題を記載して全学の委員会である教育本部教育質保証委員会及び評価委員会に報告している。</p>
根拠資料・データ	<p>2-1-1-17_実務法学専攻における自己点検・評価の項目及び評価の実施手順（令和6年6月6日改訂）（非公表）</p> <p>2-2-1-08_「自己点検とその改善に関する年次報告書」作成の手引き(再掲) 【各基準・分析項目】P14</p>

対象となる基準	基準2 - 4
<input type="checkbox"/> 改善を要する点 <input checked="" type="checkbox"/> 改善が望ましい点	○ 平成30年度の法科大学院認証評価等、第三者からの指摘に対しても迅速かつ適切な改善措置をとることが望まれる。
対応状況	指摘を受けた事項については直ちに改善措置を講じた。今後も自己点検・評価や第三者からの指摘等により改善を要する事案が明らかになった際は、迅速かつ真摯に対応する。
根拠資料・データ	

(注)

1. 機構で受けた法科大学院認証評価において、「改善を要する点」として指摘された事項の対応状況は必ず記載してください。また、「改善が望ましい点」についても改善に努め、対応状況を可能な限り報告してください。
2. 「改善を要する点」及び「改善が望ましい点」には、いずれかにし、評価結果報告書に記載された内容をそのまま転記してください。
3. 「対応状況」には、改善のために実施した取組の内容及び改善された状況を、具体的に記述してください。
4. 根拠資料・データを別添として添付し、「根拠資料・データ」に資料番号及び資料の名称を記載してください。公表に適さない資料については、（非公表）と追記して下さい。
5. 根拠資料・データは、改善状況を評価結果に付記する際に併せて公表しますので、資料番号については、評価を受けた際に提出した自己評価書の根拠資料・データと重複しないよう、自己評価書の資料番号以降の連番としてください。

6. 評価を受けた年度の翌年度を一年度目として起算した場合の三年度目の6月30日までに改善していると判断していない事項については、対応状況欄にその旨を記載し、根拠資料・データとして、これまでの検討状況及び今後の予定等がわかる資料を添付してください。